

制度説明内容(令和元年12月18日現在)

	送出当事者	契約	試験	費用負担	本邦在留者の特定技能への変更	その他
ベトナム	<p>・労働省海外労働部(DOLAB)が認定した送出機関によって行われることが基本となる見込み。</p>	<p>・受入機関は送出機関との間で労務提供契約の締結を求められる。 ・送出機関は労働者と役務契約を締結。 ・受入機関は労働者と雇用契約を締結。</p>	<p>・労務提供契約を試験の前に締結することを求め、求人数を概ね把握して、試験の募集人数を計画することとなる可能性あり。 ・受験も送出機関を通じて行うことが基本となる見込み。</p>	<p>・労働者の送出し・受入れに係る費用について、ベトナム側で費用ガイドラインを作成中。 ・受入機関は送出機関に一定額の支払いを求められる見込み。 (・労働者は送出機関に一定額を支払う可能性あり。)</p>	<p>・在本邦申請人は在日本ベトナム大使館に特定技能への変更申請について報告し、大使館が推薦表を作成。</p>	<p>・特定技能の申請にあたってベトナム側当局が承認する推薦者表の取得が必要。</p>
	MOC6(1)	派遣契約によるベトナム人労働者海外派遣法	—	MOC6(2)	MOC7(8)	MOC7(7)